

---

◎意見書案第2号 後期高齢者医療制度保険料の特例軽減措置の  
段階的廃止に対する意見書（案）

○議長（山本浩平君）日程第16、意見書案第2号 後期高齢者医療制度保険料の特例軽減措置の段階的  
廃止に対する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君）意見書案第2号。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

後期高齢者医療制度保険料の特例軽減措置の段階的廃止に対する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出します。

後期高齢者医療制度保険料の特例軽減措置の段階的廃止に対する意見書（案）。

政府は2015年度予算編成の過程で後期高齢者の保険料特例軽減処置の段階的廃止を決定しました。

2014年10月に厚労省が社会保障審議会保健医療部会に示していた2016年度を初年度とするものを1年  
先延ばしして2017年からするものです。

北海道後期高齢者医療広域連合に加入する被保険者数は、およそ72万6,000人です。そのうちいわゆる  
「旧但し書き方式」により算定された所得階層別被保険者は、所得なしが約42万人、所得0から30万  
未満が約5万人、30から50万未満が約2万8,000人、50から100万未満が5万8,000人、100から150  
万未満が5万7,000人で、所得の低い階層が61万3,000人で被保険者全体の84%を占めています。

平成25年11月北海道後期高齢者医療広域連合議会において、このうち9割軽減が約18万3,000人、  
8.5割軽減が約12万5,000人、均等割の特例軽減措置の対象者数は38万人になることが明らかにされま  
した。一方、9割軽減該当者が7割軽減となる場合の保険料は3倍に、8.5割軽減が7割軽減となった場  
合は2倍に、もと被扶養者が9割軽減から収入があつて5割軽減になった場合は5倍に引きあがります。  
年金の削減、消費税増税、円安不況のもとでの生活必需品の値上がりなどで、北海道の高齢者を取り巻く  
生活環境は極めて厳しくなっています。

よって、特例軽減処置の段階的廃止については、被保険者に対し過度な保険料を求めることなく、国に  
よる負担軽減を図るよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は記載のとおりでございます。

○議長（山本浩平君）ただいま、提出者から説明がありましたが、本案に対する質疑を許します。

質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第2号 後期高齢者医療制度保険料の特例軽減措置の段階的廃止に対する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思として、それぞれの機関に送付することといたします。